

平成二十六年四月十八日受領
答弁第一一六号

内閣衆質一八六第一一六号

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍政権における村山談話及び河野談話に係る「統一の見解」に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出安倍政権における村山談話及び河野談話に係る「統一的見解」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第百六十六号）（以下「教科用図書検定基準」という。）の解釈は、文部科学大臣の権限と責任において行われるものであり、お尋ねの「その他の方法」及び「等」とは、文部科学省としては、閣議了解を指すものと考えている。

四について

文部科学省としては、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）三の3についてでお答えした内容は、教科用図書検定基準において規定する「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解」に該当するものであると考えている。